

生活支援サービス重要事項説明書

1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先	
事業者の名称	フリガナ シャカイフクシホウジンサクラカイ
	社会福祉法人さくら会
事業者の所在地	〒 140-0013
	東京都品川区南大井 5-19-1
事業者の連絡先	電話番号 03-5753-3900
	FAX番号 03-5753-3955
	ホームページアドレス http://www.shinagawa-sakurakai.or.jp
事業者の代表者名	理事長 前田 武昭

2. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先		
事業主体の名称	フリガナ シナガワク	
	品川区	
事業主体の主たる事務所の所在地	〒 140-8715	
	東京都品川区広町 2-1-36	
事業主体の連絡先	電話番号 03-3777-1111	
	FAX番号	
	ホームページアドレス	有 http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/
		無
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名 森澤 恭子	
	職名 区長	
事業主体が行っている主な事業等	地方公共団体	

3. 住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先	
住宅の名称	フリガナ シナガワクリツオオイハヤシチョウコウレイシヤジュウタク
	品川区立大井林町高齢者住宅
住宅の所在地	〒 140-0011
	東京都品川区東大井 4-9-1
住宅の連絡先	電話番号 03-5495-7080
	FAX番号 03-5495-7082
	ホームページアドレス
住宅の管理者名	社会福祉法人さくら会
住宅の開設年月日	2012年6月1日
居住の契約方式	普通賃貸借契約

4. 生活支援サービスの内容

生活支援サービスに関する方針等

入居者が医療・介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が送れるよう、必要な生活サポート（支援）を行っていきます。
 なお、介護事業所や医療機関と連携する場合にも、ご入居者は連携先以外のサービス事業者のサービス（介護保険サービス・医療サービスなど）を自由に選択することができます。

住宅で対応できる医療的ケアの内容

当住宅では看護師がいないため、常時医療行為が必要な方への対応はできません。
 医療行為が必要な場合は、かかりつけ医および併設の訪問看護との連携による対応が可能な場合があります。

基本サービス（入居者様全員が受けるサービスです。）

サービスの種類	料金	(提供方法・提供者)
状況把握（安否確認）	15,000円／月額	職員による定時巡回時や外出時等の機会での声掛けや目視、居室訪問による確認と安否確認カードの提出に加え、生活リズムセンサー（水センサー）を併用しています。 提供時間：朝・夕 提供日：毎日 提供者：社会福祉法人 さくら会
生活相談		職員が事務所において、生活相談・行政サービス情報・介護情報などの提供を行います。 提供時間：8時30分～17時30分 提供日：毎日 提供者：社会福祉法人 さくら会
緊急時対応		緊急通報装置を各住戸（寝室・トイレ）および共同部（浴室・トイレ）に設置してあります。 通報が事務所に入り次第 スタッフがかけつけ状況確認を行います。 必要に応じ、ご家族・主治医など医療機関に連絡、緊急対応を行います。 提供時間：24時間 提供日：365日 提供者：社会福祉法人 さくら会

上記以外の生活支援サービス等

（本住宅では以下のサービスを入居者様に選択していただくことができます。なお、入居者様の希望により、他のサービス事業者を利用することもできます。）

サービスの種類	料金	(提供内容・方法・提供者)
1. 15分以内の作業 ・電気かさ・管球交換 ・布団干し ・布団取り込み など	500円	提供内容：左記の内容など（15分以内の軽作業）でのサービス提供 提供時間・方法：土日祭日を除く平日9時から17時まで ※ 提供希望者に対し行います ※ 事前の予約が必要です 提供者：社会福祉法人 さくら会
2. 30分以内の作業 ・菓の受け取り ・家具移動 ・カーテン掛け替え ・家事代行（掃除・洗濯・風呂掃除） ・調理サービス など	1,000円	提供内容：左記の内容など（30分以内）でのサービス提供 提供時間・方法：土日祭日を除く平日9時から17時まで ※ 提供希望者に対し行います ※ 事前の予約が必要です ※ 急病など一時的に自炊ができない方に対し、食材を調理し提供します（食材費ご本人負担） 提供者：社会福祉法人 さくら会
3. 60分以内の作業 ・通院付添（時間内で行える範囲） ※ 別途タクシー代が必要 ・買い物代行 ※ 品代は別途自己負担となります	2,000円	提供内容：左記の内容など（60分以内）でのサービス提供 提供時間・方法：土日祭日を除く平日9時から17時まで ※ 提供希望者に対し行います ※ 事前の予約が必要です 提供者：社会福祉法人 さくら会 延長料金：60分を超えてからの15分までの料金は1,000円となります

医療連携の内容

協力医療機関	1	名称	
		住所	
		診療科目	
		協力内容	
協力医療機関	2	名称	
		住所	
		診療科目	
		協力内容	
協力歯科医療機関		名称	
		住所	
		協力内容	

5. 月額利用料の請求及び支払方法

請求方法	
	生活支援サービス利用契約書 第6条の記載を参照
支払方法	
	生活支援サービス利用契約書 第6条の記載を参照

6. 苦情に対応する窓口等

苦情に対応する窓口等の状況		
窓口の名称	品川区立大井林町高齢者住宅相談窓口	
電話番号	03-5495-7080	
対応している時間	平日 9時00分～17時00分	
	土曜 時 分～時 分	
	日曜 時 分～時 分	
	祝日 時 分～時 分	
定休日	土・日・祭日	
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応		
具体的な対応	賠償保険で対応	
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況		
① あり	実施日	ご意見箱の常設
	結果の開示	① あり 2 なし
2 なし		

7. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等	
住宅1階の正面玄関はオートロックとなっており、自宅の鍵にて解除することができます 外泊の制限はありませんが、外泊する旨 職員へ申し出または届け出をしてください	
共用施設の利用について	
1階正面玄関内横に「集会所」があります	曜日を決めてのクラブ活動や定期的な催し会など、自由にご利用できます
2階以上の各フロアに「ラウンジ」があります	憩いの場やクラブ活動など、自由にご利用できます

8. 契約の解除内容等

入居者からの解約		
入居者は事業者に対して、賃貸借契約書第11条の規定により、本契約を解除することができます		
契約解約時の連絡先	名称	品川区立大井林町高齢者住宅
	電話番号	03-5495-7080
事業者からの解除		
事業者は入居者に対して、賃貸借契約書第10条の規定により、本契約を解除することができます		

9. 損害賠償責任保険の内容

損害賠償責任保険の加入状況	
<input checked="" type="radio"/> 有	無 (あいおいニッセイ同和損害保険)

説明年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

様に対して、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

登録事業者名 _____ 品川区 _____

所在地 _____ 東京都品川区広町 2-1-36 _____

代表者名 _____ 品川区長 森澤 恭子 _____ 印

説明者氏名 _____ 社会福祉法人 さくら会 _____ 印

私は上記事業者から、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

署名 _____ 印 _____

